

実施要領

1. 件名 第7次松山市総合計画策定支援業務委託
2. 概要及び目的
本市は、平成25年3月に第6次松山市総合計画を策定し、各施策を計画的に進めているところであるが、令和6年度末で計画期間が終了することから、第7次松山市総合計画（以下「次期計画」という。）を策定する。
この要領は、次期計画の策定にあたり、本市の現状や課題、社会情勢や市民ニーズなどを適切に捉えるとともに、策定後の周知啓発や進行管理などを効果的・効率的に実施するため、指名型プロポーザル方式によって企画提案を募集し、優れた分析力や企画力、創造力、豊富な経験等を有する事業者を選定することを目的とする。
3. 業務内容 仕様書（別紙1）のとおり
4. 履行期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
5. 履行場所 市長の指示する場所
6. 契約方法 指名型プロポーザル方式による随意契約
7. 提案限度価格 32,950,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
（限度額内訳）令和5年度：14,990,000円
令和6年度：17,960,000円
8. 評価基準 評価基準書（別紙2）のとおり
9. 選考方法
 - (1) 委託事業者は、指名型プロポーザル方式により選考する。
 - (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。
 - (3) 選考は、評価基準書に基づき、提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行うこととするが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて、オンラインでのプレゼンテーション又は書面審査に変更する場合がある。
 - (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。
ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
 - (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
 - (6) 選考結果は、参加者全てに通知する。
 - (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止する。

10. 選考委員会の構成

選考委員会は、市職員5名で構成する。なお、外部の有識者（2名）を置き、意見を求めるものとする。

11. 実施要領に関する質問・回答・公表

(1) 受付期間 令和5年1月27日から令和5年2月6日（午後5時）まで

(2) 受付方法

別紙様式に基づき、質問書に質問事項を記載し、事務局に電子メールで提出するものとし、電話、来庁、FAX、口頭等での質問は受け付けない。

また、電子メールを送信した後は、事務局まで送信した旨を電話連絡すること。

なお、質問は、参加承諾・辞退届、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

(3) 回答及び公表

質問者に令和5年2月10日（午後5時）までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

12. 参加承諾・辞退届の提出

(1) 提出期限 令和5年2月17日 午後5時（必着）

(2) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2

松山市総合政策部企画戦略課 担当：徳永、皆川

(3) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土・日曜、祝日を除く。）

13. 提案書等の提出

(1) 提出期限 令和5年2月28日 午後5時（必着）

(2) 提出書類

① 提案書

提案書には、下記の（ア）から（オ）に関する事項のほか、仕様書に沿った提案を記載すること。

（ア）次期計画策定に当たっての基本的な考え方について

（イ）別記1「次期総合計画の策定に向けて」の『1. 計画のコンセプト』の（1）から（5）を実現するための課題とその解決方法について

※策定過程や冊子等でどのように実践・表現していくのかを具体例や過去の実績等で示すこと。

（ウ）次期計画策定で想定される調査・分析業務の内容と進め方について

（エ）ターゲット毎への周知など計画の活用につながる周知方法について

説明は許可する。なお、プロジェクター及びスクリーンは、事務局において用意するが、パソコンその他の機器等については、持ち込み可能な範囲で参加者が用意すること。この場合、事務局にその旨を連絡すること。

また、新型コロナウイルスの感染予防対策として、当日は必ずマスクを着用し、発熱等の体調不良がある者は参加しないこと。

なお、プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。

15. スケジュール

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 指名通知・実施要領等の配布 | 令和5年1月27日 |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和5年1月27日～令和5年2月6日 |
| (3) 実施要領等に関する質問の回答・公表 | 令和5年2月10日 |
| (4) 参加承諾・辞退届の提出締切り・公表 | 令和5年2月17日 |
| (5) 提案書等の提出締切り | 令和5年2月28日 |
| (6) プレゼンテーション・ヒアリング審査 | 令和5年3月上旬（予定） |
| (7) 特定・非特定結果の通知・公表 | 令和5年3月中旬（予定） |
| (8) 契約締結・公表 | 令和5年3月下旬（予定） |

16. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (7) 指名通知の日から契約締結日までに松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けた場合

17. 無効事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 「7. 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

18. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。

- (3) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会からの要請のあったものは、この限りでない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は、松山市に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては、必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 本プロポーザルの参加を辞退した者について、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを行わない。
- (9) 本実施要領に定めるもののほか必要な事項は、事務局が定める。
- (10) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないよう配慮する。ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りでない。

19. 事務局

〒790-8571

松山市二番町四丁目7-2

松山市総合政策部企画戦略課 担当：徳永、皆川

TEL：089-948-6213

FAX：089-934-1804

メールアドレス：kikaku@city.matsuyama.ehime.jp